

中期計画の概要及びスケジュール

1 概要

- 作成主体：公立大学法人
- 内容：市長から指示があった中期目標を達成するための具体的な計画
- 計画期間：6年間
- 記載事項：【地方独立行政法人法第26条】
 - ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - ・短期借入金の限度額
 - ・重要財産の処分（譲渡・担保）に関する計画
 - ・剰余金の使途
 - ・その他市の規則で定める業務運営に関する事項
 - ※現在、中期計画や年度計画の記載事項などを整理した規則案作成を進めており、令和5年3月中旬に制定する予定。
- 評価委員会の関わり
 - ・市長が中期計画を認可する時に、評価委員会の意見を聴く必要がある。

※（参考）地方独立行政法人法における関係条項の抜粋

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標等の特例） ※公立大学法人の特例

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあるのは「六年間」と、同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 スケジュール

時 期	(参考) 中期目標	中期計画
令和4年10月17日 (本日)	・ 中期目標 (案) に関わる審議 (中期目標 (案) に対する意見の決定)	・ 中期計画素案に関わる意見聴取
令和4年11月下旬 ～12月上旬	・ 開催予定の第4回旭川市定例会市議会において中期目標を上程し、議会の議決を得る予定	
令和5年4月1日	公立大学法人旭川市立大学設立	
令和5年4月上旬 ～中旬		公立大学法人 ・ 公立大学法人理事会等において中期計画案に関わる審議 ・ 旭川市に対して中期計画の認可申請
		旭川市 ・ 公立大学法人から受理した中期計画を認可するため評価委員会に意見聴取
		評価委員会 ・ 中期計画に関わる意見聴取
令和5年4月中旬 ～下旬		旭川市 ・ 評価委員会での意見を踏まえて、中期計画認可

